

令和2年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月25日（火曜日）午後2時00分～午後2時16分

場 所 キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）

出席議員（10名）

1番	梅津政則	2番	梅津一匡
3番	石原洋三郎	4番	川又康彦
5番	萩原太郎	7番	高橋一由
8番	池田英世	9番	片平秀雄
10番	東海林一樹	11番	高橋道也

欠席議員（1名）

6番 本多勝実

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	木 幡 浩	副 企 業 長	須 田 博 行
理 事 長	高 橋 宣 博	伊 達 市 長	
桑 折 町 長		理 事	佐 藤 弘 利
		国 見 町 長 代 理	
理 事 長	佐 藤 金 正	国 見 町 副 町 長	
川 俣 町 長		事 務 局 長	佐々木 宏 明
次 長 兼	田 村 正	総 務 課 長	菊 田 佳 典
施 設 管 理 課 長		施 設 管 理 課	
総 務 課	菅 野 幸 夫	課 長 補 佐 兼	片 平 一 彦
課 長 補 佐 兼		施 設 第 二 係 長	
総 務 経 理 係 長			

事務局出席者

総 務 課	佐 藤 広 治	総 務 課 主 査	山 田 吉 則
契 約 管 財 係 長			

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議席の指定
- (5) 議案第3号、議案第4号の提出
- (6) 提案理由の説明
- (7) 一般質問
- (8) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第3号 令和元年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (3) 議案第4号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

午後2時00分 開 会

議長（梅津政則）定足数に達しておりますので、これより8月企業団議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。6番、本多勝実議員より本日欠席の届け出がありました。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

4番、川又康彦議員、7番、高橋一由議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日8月25日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（梅津政則）ご異議ございませんので、会期は8月25日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、8番、池田英世議員を指定いたします。

日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第3号及び議案第4号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩）議長、企業長。

議長（梅津政則）企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩）本日、ここに8月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、令和元年度決算認定等の議案2件ですが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告いたします。

まず、今般の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、水という最も基本的な公共サービスを担う立場から、新型コロナウイルス感染症対策を進めて参りました。本年2月には企業団対策本部を設置し、国・県・関係市町の対策方針を基本としながら、24時間水を供給するという使命のもと、職員の集団感染を防止するため、職員の分散勤務や時差出勤などの対応をして参りました。

今後も気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症対策を継続し、水の安定供給に努めて参ります。

また、昨年の台風19号では、企業団でも一部被害が生じました。先の令和2年7月豪雨に関しましては、企業団の被害はありませんでしたが、県北管内においては、道路の法面崩落や家屋への浸水被害が発生しており、被害にあわれた方々には、お見舞い申し上げます。

このように、いつ何時、大雨で災害が発生するかわからない状況でありますので、引き続き、計画的に適切な施設点検を行うとともに、防災訓練の実施や、復旧用資材の備蓄、さらには民間企業との連携など、過去の災害を教訓として災害に即応できる万全の備えをして参ります。

次に、今回提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、議案第3号 令和元年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算の認定について議決をお願いするものでありますが、監査委員の意見につきましては、附属書類のとおりです。また、議案第4号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が、提出議案ですが、決算の詳細につきましては、事務局より説明させますので、よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長(佐々木宏明)議長、事務局長。

議長(梅津政則)事務局長。

【事務局長(佐々木宏明)登壇】

事務局長(佐々木宏明)令和元年度決算につきまして、別冊の決算書によりご説明を申し上げます。

1ページから11ページが決算書で、12ページ以降は附属書類になっております。主な事項を説明いたします。なお、金額につきましては、千円単位で読み上げますので、ご了承願います。

まず、1ページ、2ページをお開きください。

決算報告書です。(1)収益的収入及び支出ですが、収入の部、第1款水道用水供給事業収益の予算額合計45億9,452万7千円に対して、決算額は45億6,460万1千円となり、予算額に比べて2,992万5千円の減となったものです。これは、主に給水量の減に伴う、給水収益の減によるものです。

続きまして、下段の支出の部、第1款水道用水供給事業費用の予算額合計48億8,608万5千円に対して、決算額は47億5,083万5千円となり、1億3,524万9千円の不用額が発生したものです。

不用額の主なものは、委託料や修繕費の請差による減、動力費・薬品費・負担金の減によるものです。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

(2)資本的収入及び支出ですが、収入は、予算・執行ともないため記載はございません。支出の部、第1款資本的支出の予算額合計23億8,017万2千円に対して、決算額は23億1万円となり、

8,016万1千円の不用額が発生したものです。不用額の主なものは、工事請負費の請差による減です。

次に、5ページの損益計算書ですが、これは、一営業期間における企業団の経営成績を表したものです。下から3行目をご覧ください。令和元年度の事業実施の結果、当年度純損失は、2億6,289万6千円となり、その下の行に記載した前年度繰越欠損金12億1,247万6千円を加えた、14億7,537万2千円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

次に、7ページ、8ページをご覧ください。

剰余金計算書ですが、表の一番下、当年度末残高をご覧ください。資本金、及び資本剰余金については、前年度からの変動がございません。また、欠損金につきましては、当年度純損失2億6,289万6千円の発生により、当年度未処理欠損金は、14億7,537万2千円となります。その結果、資本合計は、427億2,126万5千円となるものであります。

次に、8ページ中段の欠損金処理計算書ですが、表の右下、14億7,537万2千円が、翌年度への繰越欠損金となるものでございます。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。

貸借対照表ですが、令和2年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれのページの1番下に記載の通り、同額の988億800万2千円となっております。

次に、11ページをご覧ください。

注記でございますが、ローマ数字のⅠ、重要な会計方針では、固定資産の減価償却方法など一つの会計事実には複数の会計処理の方法が認められているものについて、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしたものでございます。次にⅡ、貸借対照表の関連では、賞与及び法定福利費について、当該年度の支出額が、明らかになるように、引当金の取崩額を明記しているものでございます。

次に、12ページの事業報告をご覧ください。

中段より下になりますが、③の建設改良工事の状況でございます。施設更新計画に基づきまして、2か年の継続事業としてすりかみ浄水場ほか遠方監視制御設備取替工事に着手し、また、ライフサイクルコストの低減化に向けた取り組みとして、給水消毒用に使用する次亜塩素酸ナトリウムを生成から購入へ切り替えるためすりかみ浄水場薬品注入設備取替工事が竣工したところであります。

次に、④の再生可能エネルギーへの取り組み状況であります。官民連携により進めてきました太陽光発電と小水力発電の全ての施設における発電事業が稼働してございます。

なお、13ページから21ページは、議会の議決事項及び工事の概況などについての資料になってございます。また、22ページから30ページは政令で定めるその他の書類でございます。以上が、決算の内容でございますが、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項による決算審査が行われております。監査委員により、別冊の決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出され

ております。

決算審査意見書の5ページをご覧ください。第4、審査の結果でございますが、事業は適正に運営されているものと認めていただいております。

次に、資金不足比率につきましては、同じ冊子の23ページをご覧ください。第4、審査結果の表に記載のとおり、令和元年度決算におきましても、資金不足はございませんでした。資金不足比率は、バー表示となっております。

説明は、以上でございます。

議長（梅津政則） それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結し、これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時15分 休 憩

午後2時16分 再 開

議長（梅津政則） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 令和元年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則） 起立多数。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。議案第4号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（梅津政則） 起立多数。

よって、議案第4号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員